

○菊池市総合体育館条例

平成17年3月22日

条例第98号

改正 平成18年条例第59号

平成21年条例第13号

平成30年12月28日条例第35号

令和3年12月28日条例第42号

(注)平成22年1月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 市民の体力向上を図るとともに、公共の福祉を増進するため、菊池市総合体育館(以下「総合体育館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 総合体育館の位置は次のとおりとする。

菊池市亘538番地2

(職員)

第3条 総合体育館に必要な職員を置くことができる。

(休館日)

第4条 総合体育館の休館日は、月曜日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その日以降において最もその日に近い休日でない日とする。

2 前項の規定にかかわらず、菊池市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めるときは、この限りでない。

(開館時間)

第5条 総合体育館の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第6条 総合体育館の施設及び附属施設(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、総合体育館の管理上必要な条件を付することができる。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、総合体育館の利用を許可しない。

(1) その利用が総合体育館の設置の目的に反するとき。

(2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) その利用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき。

(4) その利用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(5) その他総合体育館の管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 前条第1項の規定による利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用許可を受けた目的以外に施設等を利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第8条 利用者は、総合体育館を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は総合体育館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 使用料を納期限までに納付しないとき。
- (4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (5) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生ずることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(入館の制限)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、総合体育館への入館を拒否し、又は総合体育館からの退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者及びこれらのおそれがある物品又は動物を携帯する者
- (2) 感染症の疾患を有する者
- (3) 泥酔している者
- (4) その他教育委員会が管理上支障があると認める者

(使用料)

第11条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、市立の保育所及び市立の学校が利用する場合は、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用することができないとき。
- (2) 利用日前3日までに利用許可の取消し又は変更を申し出て、教育委員会の承認を得たとき。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第9条第1項の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第15条 利用者又は入場者が故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、利用者又は入場者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第16条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、総合体育館の管理を法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により総合体育館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認められるときはあらかじめ教育委員会の承認を得て、総合体育館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定により総合体育館の管理を指定管理者に行わせる場合における第6条、第8条から第10条まで及び第14条第2項の規定の適用については、これらの規定(第9条第2項を除く。)中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項の規定中「教育委員会」とあるのは「教育委員会及び指定管理者」とする。

4 第1項の規定により総合体育館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が総合体育館の管理を行うこととされた期間前に第6条第1項(前項の規定により読み替えて適用され

る場合を含む。)の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

- 5 第1項の規定により総合体育館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が総合体育館の管理を行うこととされた期間前に第6条第1項(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 総合体育館の利用の許可に関する業務
- (2) 総合体育館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (3) 総合体育館の施設等の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるものの他、教育委員会が総合体育館の管理上必要と認める業務(利用料金)

第18条 第11条の規定にかかわらず、第16条第1項の規定により、総合体育館の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか当該指定管理者に利用料金を収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の菊池市総合体育館条例(平成9年菊池市条例第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年条例第59号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第13号)

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第35号)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後のこの条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和3年条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第11条、第18条関係)

菊池市総合体育館使用料

施設	利用区分			単位	使用料
アリーナ	全面利用の場合	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	メインアリーナ	1時間につき 1,300円
				武道館	1時間につき 900円
		その他		メインアリーナ	1時間につき 4,500円
				武道館	1時間につき 3,000円
				営利を目的として利用する場合、上記料金の10割を加算した額	
	入場料を徴収する	アマチュアスポーツに利用する場合	上記料金に最高入場料の100人分を加算した額		

		場合	その他	上記料金に最高入場料の200人分を加算した額		
		照明設備 使用料	メインアリーナ	全部の点灯	1時間につき	3,000円
				2分の1点灯	1時間につき	1,500円
				4分の1点灯	1時間につき	750円
			武道館	全部の点灯	1時間につき	1,400円
				2分の1点灯	1時間につき	700円
				4分の1点灯	1時間につき	350円
部分 利用 の 場 合	使用料	メインアリーナ	バスケットボール	1面 1時間		900円
			バレーボール	1面 1時間		500円
			バドミントン (ミニバレーボール)	1面 1時間		200円
			卓球	1台 1時間		200円
			テニス	1面 1時間		500円
			ハンドボール	1面 1時間		1,300円
		武道館	剣道場	1面 1時間		300円
			柔道場	1面 1時間		300円
	照明設備 使用料	メインアリーナ	バレーボールコート1 面単位	1時間につき		300円
		武道館	武道館半面単位	1時間につき		200円
	備品使用料			フロアマット	1日 1回	10,000円
	空調設備使用料			メインアリーナ	1時間につき	6,000円
トレーニング室	高校生以上 (原則として中学生以下利用不可)			1人 2時間		200円

備考

- 1 菊池市内に居住する者以外の利用については、上記金額に5割を加算する。ただし、空調設備使用料については、適用しないものとする。
- 2 使用料の額は、別表に掲げる金額と当該金額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。